

令和 年 月 日

鹿角市長 様

申請者住所

氏 名

電 話 番 号

市税条例第 34 条の規定に基づき、固定資産税の非課税の適用があることを申請します。
市税条例第 35 条
市税条例第 36 条
市税条例第 37 条
地方税第 348 条第 2 項

非課税規定の適用理由

非課税適用を受けようとする固定資産の内容（必要事項を記入してください。）

所有者 (納税義務者)	住 所			
	氏 名			
土 地	所 在			
	地 目			
	地 積 (㎡)		用 途	
家 屋	所 在		家屋番号	
	種 類		構 造	造 階建
	床面積 (㎡)		用 途	
	非課税の用途に供し始めた時期			
償却資産	資産の所在			
	資産の名称		資産の種類	
	数 量		用 途	
	非課税の用途に供し始めた時期			

※適用を受けようとする固定資産が複数ある場合には、当該申告書のほかに別途明細書を添付してください。

※添付書類は、その事由に応じて必要書類を提出してください。

<対象となる固定資産と添付書類>

(1) 市税条例第34条の適用対象となる固定資産

宗教法人に係る非課税規定の適用（地方税法第348条第2項第3号）

●適用を受けようとする資産の申告に必要な添付書類

- ①神社、寺院又は協会の設立年月日を証明する書類
- ②境内地若しくは構内地の区域変更の年月日
- ③固定資産の所有者がその使用者と違う場合は、当該固定資産を無料で使用させていることを証明する書類
- ④資産の所在を確認できる公図及び位置図
- ⑤その他必要な書類

(2) 市税条例第35条の適用対象となる固定資産

学校法人等が設置する特定施設に係る非課税規定の適用（地方税法第348条第2項第9号又は第12号）

●適用を受けようとする資産の申告に必要な添付書類

- ①学校若しくは図書館の設立年月日を証明する書類
- ②養成所の指定年月日を証明する書類
- ③博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日を証明する書類
- ④学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する区域変更の年月日
- ⑤固定資産の所有者がその使用者と違う場合は、当該固定資産を無料で使用させていることを証明する書類
- ⑥資産の所在を確認できる公図及び位置図
- ⑦その他必要な書類

(3) 市税条例第36条の適用対象となる固定資産

社会福祉事業施設に係る非課税規定の適用（地方税法第348条第2項第10号から第10号の8）

●適用を受けようとする資産の申告に必要な添付書類

- ①社会福祉事業等の開始若しくは設立年月日を証明する書類
- ②当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日
- ③固定資産の所有者がその使用者と違う場合は、当該固定資産を無料で使用させていることを証明する書類
- ④資産の所在を確認できる公図及び位置図
- ⑤その他必要な書類

(4) 市税条例第37条の適用対象となる固定資産

農業組合法等の組合、健康保険組合等が所有し、かつ経営する病院等に係る非課税規定の適用（地方税法第348条第2項第11号の3及び第11号の4）

●適用を受けようとする資産の申告に必要な添付書類

- ①資産の所在を核にできる公図及び位置図
- ②その他の必要な書類

(5) 地方税法第348条第2項第1号の適用対象となる固定資産

市が公用又は公共の用に供する固定資産

●適用を受けようとする資産の申告に必要な添付書類

- ①公用又は公共の用に供すること等を証明する書類
- ②固定資産の所有者がその使用者と違う場合は、当該固定資産を無料で使用させていることを証明する書類
- ③資産の所在を確認できる公図及び位置図
- ④その他必要な書類